

山口市税務地図情報システム導入・賃貸借業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務の名称

山口市税務地図情報システム導入・賃貸借業務

2 業務の目的

本システムを導入し、地図データ（地番図、家屋図等）及び写真地図（航空写真オルソ画像）データと課税属性（土地課税台帳等）の一元管理を行うことで、関連付けられた課税客体の情報検索・台帳照会等において課税内容を的確に把握することを可能とし、調査及び評価業務の適正化、納税者対応の迅速化を図る。

3 業務概要

（1）プロポーザルの名称

山口市税務地図情報システム導入・賃貸借業務

（2）プロポーザルの方式

公募型プロポーザル方式

（3）業務の内容

別添「山口市税務地図情報システム導入・賃貸借業務仕様書」のとおり

（4）契約期間

契約締結日の翌日から令和10年3月31日まで

※システム仮稼働は、令和7年9月上旬を予定している。

（5）使用者

山口市長 伊藤 和 貴

（6）予算限度額

15,829千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額には、導入費用及び賃貸料を含む。

※この金額には、仮稼働に必要な費用も含む。

※この金額には、本業務内での本システム稼働に必要なソフトウェアやサーバー等のCAL等に必要な費用も含む。

（7）事務担当部課

山口市総務部資産税課

〒753-8650 山口県山口市亀山町2番1号

電話番号 083-934-2737（直通）

E-mail sisan1@city.yamaguchi.lg.jp

市ウェブサイト <http://www.city.yamaguchi.lg.jp/>

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申し立てが成されていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更正手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (3) 公表日の前日において、山口市の競争入札参加資格を有し、かつ令和7年度の物品・業務委託競争入札参加資格者名簿に区分57「業務委託（調査・研究）（設計関係を除く）」のコード01「調査・分析」、区分59「業務委託（コンピュータサービス）」のコード03「データ処理」及び区分61「業務委託（写真・製図）」のコード01「写真・製図」の全ての営業種目で登録していること。
- (4) 公表日の前日において、市内業者又は準市内業者(本店又は支店、営業所若しくはこれらに準ずる事務所を山口市内に有する者をいい、競争入札参加資格登録の区分が「市内」又は「準市内」である者に限る。)であること。
- (5) 当市へ租税を完納している者であること。
- (6) 照査技術者は、日本測量協会より認定された空間情報総括監理技術者の取得書類を有している者であること。
- (7) 提案しようとする LGWAN による税務地図情報システムが、5 団体以上の政府又は地方自治体での採用実績があり、安定稼動していること。
- (8) 地方公共団体情報システム標準化の運営主体である一般財団法人 全国地域情報化推進協会 (APPLIC) により「地域情報プラットフォーム (GIS ユニット)」に準拠登録された製品であること。
- (9) LGWAN の運営主体である地方公共団体情報システム機構 (J-LIS) により「総合行政ネットワーク ASP アプリケーション及びコンテンツサービスリスト (地理情報共有)」に登録されたアプリケーションサービスであること。

5 参加資格の確認

3の(7)に定める事務担当部課が確認後、令和7年6月9日(月)を目処に、参加資格確認結果を通知するものとする。

6 受託者決定までの流れ

- (1) プロポーザルに関する資料の公表（市資産税課窓口及び市ウェブサイト）
 - ア 配布資料
 - 1) プロポーザル実施要領
 - 2) 別紙1 参加意向申出書及び提案書等作成上の注意事項

- 3) 別紙 2 山口市税務地図情報システム賃貸借業務特記仕様書 (別紙 2-1)
山口市税務地図情報システム導入業務特記仕様書 (別紙 2-2)
- 4) 別紙 3 山口市税務地図情報システム導入スケジュール (予定を含む)
- 5) 別紙 4 評価基準
- 6) 様 式 様式第 1 号～第 11 号

イ 配布場所

3 の (7) に定める事務担当部課

ウ 配布日時

令和 7 年 5 月 2 1 日 (水) 8 時 3 0 分～令和 7 年 6 月 5 日 (木) 1 7 時 1 5 分

(2) 参加意向申出書等の提出方法、提出場所及び提出期限

ア 提出書類

参加意向申出書 (様式第 1 号) 原本 1 部 写し 1 1 部

会社概要 (様式第 3 号) 1 2 部

業務実績 (様式第 4 号) 1 2 部

業務担当者経歴書 (様式第 5-1 号、5-2 号) 各 1 2 部

提案システム導入・稼動実績 (様式第 7 号) 1 2 部

システム機能チェックリスト (様式第 8 号) 1 2 部

照査技術者の空間情報総括監理技術者認定証明書の写し 1 2 部

APPLIC「地域情報プラットフォーム (GIS ユニット)」準拠登録製品であることが確認できる書類 1 2 部

J-LIS「総合行政ネットワーク ASP アプリケーション及びコンテンツサービスリスト (地理情報共有)」のサービス提供者であることが確認できる書類 1 2 部

会社の概要が記された会社パンフレット等 1 2 部

滞納のないことの証明 原本 1 部 写し 1 1 部

※以下は加入・認定・認証されている場合は、それがわかる書類の写しを提出すること。

事業賠償責任保険等の加入・内容が分かる書類 1 2 部

障がい者雇用に関する取組状況がわかる書類 1 2 部

やまぐち男女共同参画推進事業者等の登録状況がわかる書類 1 2 部

ISO9001 1 2 部

ISO14001 1 2 部

ISO27001/ISMS 1 2 部

プライバシーマーク 1 2 部

イ 提出方法

持参又は書留により郵送

ウ 提出場所

3の(7)に定める事務担当部課

エ 提出期限

令和7年6月5日(木) 17時15分

※ 持参の場合は期間中の市役所閉庁時を除く8時30分から17時15分とする。また、提出方法のいずれも提出期限必着のこと。

オ その他

参加意向申出書提出後にプロポーザルへの参加を辞退される場合は、速やかに「参加辞退届(様式第11号)」を提出すること。

(3) 本プロポーザルに関する質問方法、受付場所及び受付期間

ア 提出書類

質問書(様式第10号)(質問1つに対し1枚提出)

イ 提出方法

電子メール(その他の方法は不可)

ウ 提出場所

3の(7)に定める事務担当部課

エ 提出期限

令和7年5月30日(金) 17時15分

※上記期限以降についての質問には回答しない。

オ その他

事務担当部課が令和7年6月3日(火)を目処に、市ウェブサイト上で回答するものとする。

(4) 提案書等の提出方法、提出場所及び提出期限

ア 提出書類

提案書 原本1部 写し11部

業務実施体制表(様式第6号) 12部

見積書(様式第9号) 12部

イ 提出方法

持参又は書留により郵送

ウ 提出場所

3の(7)に定める事務担当部課

エ 提出期限

令和7年6月26日(木) 17時15分

※持参の場合は期間中の市役所閉庁時を除く8時30分から17時15分とする。また、提出方法のいずれも提出期限必着のこと。

オ その他

プロポーザルへの参加を辞退される場合は、速やかに「参加辞退届(様式第

11号)を提出すること。なお、参加意向申出書を提出された場合でも提出期限までに提出がない場合は、プロポーザルへの参加を辞退したものとみなす。

(5) 審議

提出された提案書等に加えて、提案者によるプレゼンテーションを行い、総合的に評価する。

ア プレゼンテーション実施予定日

令和7年7月8日(火)(予備日:令和7年7月10日(木))

(6) 受託候補者の特定・通知

提案内容を総合的に審議し、最も高い得点を得た提案を行った者を受託候補者として特定し、その結果は提案者すべてに書面をもって通知をする。なお、最高得点者が複数の場合は、見積金額が最も安価な者を候補者とし、見積金額も同額の場合については、当該候補者から見積金額を再提案させ、金額が最も安価な者を受託候補者として特定する。

7 提案書等提出にあたっての注意事項

(1) 市からの疑義照会及び追加資料提出依頼

期限までに提出のあった業者に対して、本市から提案書等の内容についての疑義照会や追加資料の提出を依頼することがある。

(2) その他注意事項

ア 提案書等の作成にあたっては、「6の(1)」に掲げる資料内容を確認の上、作成すること。

イ 提案書等の提出後において、受託候補者の選定までの間は、提案書等に記載された内容の追加及び変更は認めない。ただし、本市から疑義照会やプレゼンテーション等の結果、提案書等の引換えや変更などが必要となり、本市が要求した場合は除くこととする。

① 提案にかかる費用は、すべて提案者の負担とする。

② 提出いただいた提案書等は返却しない。

8 審議及び受託候補者の選定

(1) 評価委員会の設置

本プロポーザル実施のため「物品調達及び業務委託に関するプロポーザル実施取扱要領」に基づき設置する評価委員会(以下「評価委員会」という。)によって審議を行う。

(2) 提案書を採用するための評価基準は別紙4「山口市税務地図情報システム導入・賃貸借業務評価基準」のとおり。

(3) 審議

提出された提案書等に基づきプレゼンテーションを行い、LGWAN 回線による操作性能等を審議する。各評価委員の採点の平均点が240点以上（400点満点中）の評価を得た者のうち、評価点が最も高い提案者を受託候補者として選定する。

①見積書の審査は、初年度の必要経費だけでなく、次年度以降の使用料等必要経費も含めて審議する。

②プレゼンテーションでは LGWAN 回線によるデモンストレーションを行うこと。

③プレゼンテーションは各社 1 時間（LGWAN 回線によるデモンストレーション及び10分程度の質疑応答時間を含む）を予定する。

④提案説明にパソコン及びプロジェクター等を用いる場合は、提案者で準備すること。ただし、LGWAN 回線によるデモンストレーション用のパソコン、LGWAN 回線は山口市が準備する。

※開催時間及び場所については、別途通知する。

（4）審議結果の通知

評価委員会の報告を受け、プロポーザル審査委員会において、評価が適正に行われたことを審査及び確認した上で、評価委員会が第一位として決定したものを受託候補者として特定し、提案者すべてに書面をもって通知をする。

9 その他

（1）契約手続は、山口市財務規則の定めによるものとする。なお、契約締結後においても、受託者に本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

（2）この要領は、令和7年5月21日から適用し、採用された業者と契約を締結した日の翌日にその効力を失うものとする。